平成２４年（フ）第１９４号
奈良市紀寺町386番地　岡田ハイツ207号
債務者　松村　政志
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　和宏
4　破産債権の届出期間　平成24年７月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月５日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第９号
新潟県佐渡市秋津386番地９
債務者　仁丹チズ子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗田　佳和
4　破産債権の届出期間　平成24年８月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月４日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１４６号
北海道北斗市谷好３丁目13番43号
債務者　池辺　幸子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第７５２号
さいたま市大宮区上小町1272番地　コーポ上小103
債務者　臼井　知実
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７５３号
さいたま市大宮区上小町1272番地　コーポ上小103
債務者　臼井千恵子
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７６５号
さいたま市浦和区針ケ谷１丁目４番18号　けやき荘202号室
債務者　志田　恵美
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８１２号
さいたま市南区文蔵５丁目11番10号　一平荘102
債務者　小副川喜久枝
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９１号
新潟県南魚沼市浦佐3787番地３
債務者　佐藤　昌子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１００号
新潟県長岡市中貫町３丁目４番地４―410、前住所新潟県小千谷市大字塩殿甲299番地
債務者　廣井　裕美
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第６８９号
埼玉県志木市上宗岡５丁目18番18―1008号
債務者　須藤　武敏
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６９９号
埼玉県川口市並木１丁目18番44号　カーサ・エスペランサ102
債務者　伊藤　玲子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７０１号
さいたま市見沼区大和田町１丁目1066番地21
債務者　齋藤　陽子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７３９号
埼玉県川口市青木４丁目13番15号　プロスペレ202号、住民票上の住所埼玉県川口市大字伊刈846番地の15
債務者　渡辺　厚志
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７４４号
さいたま市浦和区常盤７丁目11番３号　セブンハイツ102
債務者　藤谷　孝江
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７４６号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―23―405
債務者　羽染　忠義
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７４７号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―23―405
債務者　羽染　聖子
1　決定年月日時　平成24年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係